

屋外広告物必要様式一覧

【新規申請で必要な書類】

- ・屋外広告物許可申請書 第1号様式・別紙(表)・別紙(裏)
- ・付近案内図
- ・配置図
- ・デザイン図(意匠図)
- ・広告物一覧表
- ・立面図
- ・設計図面
- ・屋外広告業登録通知書(写)
- ・屋外広告物管理者の資格証明書(写)(記入要領を確認後、必要な場合)
- ・承諾書
- ・委任状
- ・屋外広告物に係る意匠経過報告書(車体利用広告の場合)
- ・東京屋外広告協会デザイン審査書類(写)(車体利用広告の場合)

【継続申請で必要な書類】

- ・屋外広告物許可申請書(第1号様式)
- ・付近案内図
- ・広告物一覧表
- ・屋外広告物管理者の資格証明書(写)(記入要領を確認後、必要な場合)
- ・承諾書
- ・委任状
- ・安全点検報告書
- ・現況写真

添付書類の説明

※審査上必要と思われる場合は追加資料の提出を求めます。

付近案内図

- ・ 主要道、鉄道駅、付近の目標等が表示されているもの
- ・ 対象敷地が特定できるもの

配置図

- ・ 広告物と建築物、広告物と道路境界線との関係が分かるもの
- ・ 用途地域や禁止区域等の判別に有効なもの
(複数用途に跨る場合はその境界を表示すること)

デザイン図 (意匠図)

- ・ 彩色されたもの
- ・ 記載内容が正面からはっきりとわかるもの
- ・ 建築物の壁面等にシートを直接貼り付ける場合は、デザイン図にシートの素材および貼り付け方法を明記してください。
(取り付け詳細図による代替は不要です。)

広告物一覧表

- ・ 屋外広告物許可申請書(第1号様式)の「4 広告物の規模」に記載しきれない場合必要
- ・ 申請する広告物のみを記載してください
(既設広告物は記載不要です)。
- ・ 広告物が複数ある場合は、広告物ごとに行を分けて記載し、立面図・配置図で使用した番号と対応させてください。

立面図

- ・ 広告物の高さ、寸法、表示面積および面積計算式が分かるもの。
(広告物が複数ある場合は付番してください。)
- ・ 道路境界線を図示してください。
- ・ 7日を超えて表示する壁面広告物の場合[別紙(表)7]は、一壁面の広告物の合計面積が10分の3以内であることが壁面毎に分かるように記載してください。
同一壁面に既設広告物がある場合は、新設と区別して付番し、表示位置・面積を明示してください。
- ・ 総量規制[別紙(表)8]の対象となる場合は、建築物に付随するすべての広告物(既設+新設)について、新設と既設を区別して付番し、壁面毎の表示面積および総表示面積(10分の6以内)が分かるように記載してください。
- ・ 壁面の高さは、屋上床レベル(RFL)までを高さ(h)として扱います。

設計図面

- ・ 広告物が壁面/地面/屋上にどのように固定されているかが分かるような取り付け図
(平面図、正面図、断面図等)、および詳細図
- ※取り付けにおいてビス・ボルトなどを使用する場合はその取り付け方法を図示すること
- ※材料を表示すること

屋外広告業登録 通知書(写)

東京都の「屋外広告業登録通知書」の写しを添付

屋外広告物管理者の資格証明書(写)	東京都『屋外広告物のしおり』「12 屋外広告物管理者の設置」に記載されている設置義務がある場合、資格証明書の写しを添付
承諾書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他人の所有地、建築物等に広告物を設置する場合に必要 ・ 所有者の印が必要 (原則、代表者押印された原本。コピーや印刷は不可) ・ 承諾年月日を記入
委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が手続きを第三者に委任する場合に必要 ・ 申請者の印が必要 (原則、代表者押印された原本。コピーや印刷は不可) ・ 委任年月日を記入
屋外広告物に係る意匠等経過報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車体利用広告の申請時に必要 ・ 第3号様式(詳しくは東京都『屋外広告物のしおり』「東京都屋外広告物条例施行規則の主な様式」参照)
東京屋外広告協会デザイン審査書類(写)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車体利用広告の申請時に必要になります。 ・ 事前に東京屋外広告協会でのデザイン審査が必要
安全点検報告書	<p>! 窓口提出日付の記入が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請前(3ヶ月以内)に管理者等が点検したもの ・ 新規申請であっても、既存の広告物や工作物等を利用する場合は安全確認のため必要
現状写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請前3ヶ月以内に撮影したもの。 ・ 表示内容、設置の状況が明確に判別できるもの ・ 自己点検を伴う場合には原則必要 ・ 複数の広告物がある場合はそれぞれの広告物が確認できるもの

継続申請の際に、郵送による申請を希望される場合

申請書提出～許可書受け取りまでを郵送で行う場合は下記のものが必要となります。

①納付書送付用

- ・定型郵便物の基本料金分の切手を添付(普通郵便)

※納付書が複数枚にわたる場合は、定形郵便物の基本料金で足りない場合もございます。

- ・納付書の送付先を記載

※長 3 封筒を推奨(横 120mm×縦 235 mm)

②許可書送付用

封筒(切手貼付) / レターパック等

封筒(切手貼付)

- ・A4 書類が入る封筒
- ・送付先を記載

レターパック

- ・レターパックプラス・レターパックライトどちらでも可
- ・送付先を記載

※申請書 1 件につき。許可書 1 枚、申請書副本 1 部を返送いたします。